

省 令

○農林水産省令第八十八号  
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）  
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法  
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め  
る。

平成十年十二月二十五日

農林水産大臣 中川 昭一

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）の一部を次のように改正する。  
別表二の五の項植物の欄中「及び第三十一」を  
「、第三十一及び第三十四」に改め、付表に次の  
ように加える。

三十四 オーストラリアのタスマニアから発送  
され、他の地域を経由しないで輸入されるふ  
じ種のりんごの生果実であつて農林水産大臣  
が定める基準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。